

## 第30回全国水産加工品総合品質審査会実施要領

### 《特別賞(若者大賞・主婦大賞)選定要領》

#### 1 趣 旨

水産加工品の主要売場となる量販店・コンビニエンスストア・百貨店・通信販売などでは店舗ごとに主となる購買年齢層に合わせ商品選択することも多くなっている。このため各年代とその環境においてどのような商品を求めているのか実際の消費者に近い立場の方々の審査を通じてその指標を示し、水産加工品の普及活動を行うものとする。

#### 2 主 催

全国水産加工業協同組合連合会

#### 3 会 場

- (1) 審査会場           ホテルモントレ銀座  
                          東京都中央区銀座2-10-2
- (2) 表彰式会場       ホテルモントレ銀座  
                          東京都中央区銀座2-10-2

#### 4 会 期

- (1) 告知    令和元年8月1日(木)～令和元年8月31日(土)
- (2) 審査会  令和元年11月8日(金)
- (3) 表彰式  令和2年1月24日(金)

#### 5 出品者

- (1) 全国水産加工業協同組合連合会の会員及び傘下組合員
- (2) 水産加工食品関係全国団体(別紙)の会員及び傘下組合員
- (3) 水産加工業協同組合及び組合員
- (4) その他全水加工連会長が特に認める者

#### 6 出品物の範囲

一般水産加工品(非食用品を除く)

## 7 出品要領

- (1) 出品点数 制限なし
- (2) 出品規定 出品物は、令和元年8月1日以前に製造販売している水産加工品および新製品とする。
- (3) 申込期限 令和元年8月31日（土）まで
- (4) 申込方法 1号申込書により所属加工協又は加工団体を通じ、全国水産加工業協同組合連合会へ申込まれた一般審査の出品物が自動的に審査対象となる。
- (5) 審査用出品物の集荷搬入  
出品者は、審査用の各出品物を指定された日に指定された場所へ搬入する。
- (6) その他 審査用出品物は、すべて無償とする。

## 8 賞の交付

特別賞(若者大賞・主婦大賞)は、全国水産加工業協同組合連合会が交付を行うものとする。

## 9 賞の種類と数

- (1) 若者大賞 5点
- (2) 主婦大賞 5点

## 10 審査

審査は、次のより公正を旨として行う。

### (1) 審査基準

#### 1) 審査項目

第1類：乾製品（節類含む）

第2類：加熱調味加工品（ねり製品含む）

第3類：非加熱調味加工品、塩蔵品、藻類加工品

第4類：魚卵加工品、発酵食品、生食加工品

第5類：燻製、魚醤油・エキス、冷食加工品、缶詰・レトルト、その他

の5分類の出品物につき、

それぞれ、購入意欲、原料、官能特性（形状、色沢、香気、食味、食感）、着想、包装、価格を審査項目とする。

- 2) 審査項目のうち、購入意欲を◎ぜひ購入したい、○購入したい、△どちらでもない、×購入しない の4段階評価する。ただし、◎は10品とし、それ以外は無制限で評価する。

その他の審査項目のうち、原料、官能特性、着想、包装、価格を○よい、×わるい、無印どちらでもない で評価し、これを審査の参考とする。

- 3) 選賞については、購入意欲評価で行うこととし、購入意欲評価の高い物からそれぞれ5点を選んで若者大賞並びに主婦大賞を付与する。

## (2) 審査方法

- 1) 1次審査は、出品者の所属する加工業協同組合又は加工団体の長に委託して行うものとする。
- 2) 2次審査は、(1)の審査基準に従い、出品者名を秘し、審査委員により行い、選賞するものとする。

## (3) 審査委員

- 1) 若者大賞は、20歳代を中心とする国立大学法人東京海洋大学の現役学生および職員等とする。
- 2) 主婦大賞は、30歳代を中心とする小学生程度の子供を持つ主婦とし、公募等により選ばれた者とする。  
オブザーバーとして、水産庁担当者が審査に対してアドバイスをを行うことができるものとする。

## (4) その他

小売用包装製品については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、計量法など、法律で定められている義務表示事項が遵守されていない場合、審査の対象としない。

特別賞(若者大賞・主婦大賞)は、第30回全国水産加工品総合品質審査会において、農林水産大臣賞、水産庁長官賞、東京都知事賞、大日本水産会会長賞及び全国水産加工業協同組合連合会会長賞を受賞した出品物について、重複受賞を可とする。

## 1 1 出品料

- (1) 特別賞(若者大賞・主婦大賞)は一般審査への出品で自動的に審査対象となるため、出品料は発生しないこととする。

## 付則

この選定要領は令和元年度に適用するものとする。